

○第35回農薬専門調査会評価第一部会（非公開）

日時：平成26年2月27日（木）14：00～16：50

議事概要：

（1）ピラゾスルフロンエチル

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.01 mg/kg 体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、農薬専門調査会幹事会に報告することとなった。

* 除草剤で、水稻等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（2）ダゾメット

・継続審議となった。

* 殺線虫剤・殺菌剤・殺虫剤・除草剤で、キャベツ、はくさい等に使用します。今回、だいこん（つまみ菜、間引き菜）への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（3）セトキシジム

・継続審議となった。

* 除草剤で、てんさい、ばれいしょ等に使用します。今回、魚介類への基準値設定が要請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。